PART3 国防に関わる諸問題

Chapter1　核兵器問題

目標
日本の核兵器問題に対する姿勢を学ぼう。
現在，核保有国とされている国は世界に何カ国あるか，確かめよう。

1　日本の核兵器問題

日本は戦争で**核兵器**が投下された世界で唯一の**被爆国**だが，非核兵器地帯ではない。地政学上，核保有国どうしの「〔　　　　〕**の均衡**」の間に挟まれる形で存在している。

※核兵器の開発・保有・配備を禁止する**非核兵器地帯条約**を結ぶ地域は，南米・東南アジア・アフリカ・オセアニアと拡大している。

※ 1996年，国際司法裁判所〔ＩＣＪ〕が「**核兵器の使用は一般的に国際法に違反する**」と意見を表明。

第五福竜丸

1945年　**アメリカ**が**広島**・〔　　　　〕に〔　　　　〕**投下**

1954年　〔　　　　　　　　　〕**事件**

※**アメリカ**が南太平洋〔　　　　　　〕**環礁**で実施した〔　　　　〕**実験**により，日本のマグロ漁船が危険区域外で「死の灰」を浴び，１名の死者が出る。

1955年　**ラッセル＝アインシュタイン宣言**に日本の湯川秀樹が応じる

※核兵器による人類絶滅を危惧。

広島で第１回〔　　　　　　　　　　〕**世界大会**開催

1957年　カナダの**パグウォッシュ会議**に科学者が結集→日本から湯川や朝永振一郎が参加

1967年　〔　　　　　　　　〕**首相**が衆議院予算委員会で〔　　　　　　　　　　〕を表明

※「**持たず，**〔　　　　　　　　〕，**持ち込ませず**」

1971年　佐藤栄作内閣で非核三原則が国会決議され**国是**となる

※法制化はしないまま，日本はアメリカの「**核の**〔　　〕」の下で守られている。

2014年　日米間で核兵器に関する**密約**があったことを第２次安倍晋三内閣が正式に認める

※アメリカの核搭載艦の寄港を黙認する「広義の密約」（1960年）と「有事の際の核持ち込みに関する密約」（1972年，沖縄返還時）。

※アメリカでは「introduction〔配置・貯蔵〕」が「持ち込み」の定義だが，日本では「transit〔寄港・着陸〕」も「持ち込み」と見なしている。

2　世界の核兵器問題

核抑止論の立場から核兵器を保有している国は，**米・ロ・中・英・仏**のＮＰＴ加盟５カ国と，核保有を事実上容認されている**インド・パキスタン・**〔　　　　　　　　〕，容認されていない**北朝鮮**の計９カ国。また，〔　　　　　〕にも核兵器開発疑惑がある。

※**カットオフ条約**〔核兵器用核分裂物質生産禁止条約〕についての議論も進められている。

1957年　**国際**〔　　　　　　〕**機関〔ＩＡＥＡ〕**発足→本部はウィーン

ソ連・アメリカが**戦略兵器**である大陸間弾道ミサイル〔ＩＣＢＭ〕実験に成功

※戦略兵器には，潜水艦発射弾道ミサイル〔ＳＬＢＭ〕や戦略爆撃機もある。

1962年　〔　　　　　　　〕**危機→**米ソ核戦争勃発の危機から**デタント〔緊張緩和〕**へ

1963年　〔　　　　　　　　　　　　　　〕**条約〔ＰＴＢＴ〕→地下核実験**以外を禁止

1968年　〔　　　　　　　　　　　　〕**条約〔ＮＰＴ〕**

1972年　米ソによる弾道弾迎撃ミサイル〔ＡＢＭ〕条約

米ソによる**第一次戦略兵器制限条約〔ＳＡＬＴⅠ〕**

1979年　米ソによる**第二次戦略兵器制限条約〔ＳＡＬＴⅡ〕**

1987年　米ソによる〔　　　　　　　　　　　〕**〔ＩＮＦ〕全廃条約→** 2019年**失効**

1991年　米ソによる**第一次戦略兵器削減条約〔ＳＴＡＲＴⅠ〕**

1993年　米ロによる**第二次戦略兵器削減条約〔ＳＴＡＲＴⅡ〕**

1996年　〔　　　　　　　　　　　　　　〕**条約〔ＣＴＢＴ〕**

※**未臨界核実験**以外を禁止するが**未発効**。

1998年　インド・パキスタンが核保有宣言

2002年　米ロによる**戦略攻撃兵器削減条約〔モスクワ条約〕**

2005年　北朝鮮が核保有宣言

2009年　アメリカの**オバマ大統領**がチェコの**プラハ**で「核のない世界」をめざすと演説（プラハ演説）　※国連でも**「核兵器のない世界」をめざす決議**。

オバマ大統領はノーベル平和賞受賞。

2010年　米ロによる**新戦略兵器削減条約〔新ＳＴＡＲＴ〕**

2017年　〔　　　　　　　　　〕**条約〔ＴＰＮＷ〕→** 2021年に発効するが日本は参加せず

※**核兵器廃絶国際キャンペーン〔ＩＣＡＮ〕**はノーベル平和賞受賞。

まとめ　日本はアメリカの核の傘に守られつつ，「非核三原則」を国是としている。
現在の核保有国は，５大国の他に４カ国を合わせて９カ国である。

Chapter2　現代の防衛問題

目標　日本が法的に集団的自衛権を認めることになった年を確認しよう。
兵器の観点で，世界の平和への取り組みを知ろう。

1　日本の防衛問題

1967年　**武器輸出三原則**表明→佐藤栄作内閣
※①共産圏②国連決議で武器輸出を禁止した国③国際紛争当事国またはその恐れのある国へは武器を輸出しない。1976年には全ての国への輸出を事実上禁止。

1978年　**日米防衛協力のための指針〔ガイドライン〕**

1992年　ＰＫＯ協力法〔国際平和協力法〕

1996年　**日米安保共同宣言**→橋本龍太郎内閣による安保再定義

1997年　**新ガイドライン**

1999年　〔　　　　　　　　　〕**法**など**ガイドライン関連法**→小渕恵三内閣

2001年　アメリカ同時多発テロ（９月11日）
〔　　　　　　　　　〕**特別措置法**→小泉純一郎内閣・時限立法
※**アフガニスタン戦争**を行う米軍に，インド洋上で自衛隊が給油活動を行う。初の戦時下での自衛隊海外派遣。

2003年　イラク戦争
〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕**特別措置法**→小泉純一郎内閣・時限立法
※イラクの非戦闘地域で自衛隊が活動。
武力攻撃事態法など有事法制関連３法
※有事法制＝外国から攻撃を受けるなどの緊急事態に対処するための法制度。

2004年　**国民〔　　　　　〕法・米軍行動円滑化法**など有事法制関連７法

2006年　在日米軍の再編実施のための**日米ロードマップ**

2008年　補給支援特別措置法〔新テロ対策特別措置法〕→福田康夫内閣・時限立法
※自衛隊のインド洋上での給油・給水活動を延長。

2009年　**海賊対処法**→海上自衛隊をソマリアに派遣
※自衛隊が攻撃されていなくても武器使用可能に。

2012年　米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）に新型輸送機オスプレイ配備
※普天間飛行場は名護市辺野古のキャンプ＝シュワブ沖への移転が合意されている。

2014年　〔　　　　　　　　　　　〕**三原則**の閣議決定→安倍晋三内閣

※武器輸出を基本的に認めた上で，必要に応じて規制。

「**存立危機事態**」における**集団的自衛権**行使容認の閣議決定→安倍晋三内閣

自衛権行使のための３要件は①明白な危険がある②他に適当な手段がない③必要最小限度の実力行使。

2015年　**新々ガイドライン・安全保障関連法**→安倍晋三内閣・恒久法

※平和安全法制整備法と**国際平和支援法**の総称。

〔　　　　　　　　　　　〕**法**（旧周辺事態法）

※米軍への後方支援活動の地理的限定を撤廃。平和安全法制整備法に基づく 10 本の関係法律改正の一つ。

2　世界の防衛問題

ＡＩ兵器＝自律型致死兵器システム〔ＬＡＷＳ〕も広がる中,各国間で〔　　　　　　　〕**措置〔ＣＢＭ〕**などによる信頼関係の構築が必要。

1972年　〔　　　　〕**兵器禁止条約**

※核兵器（放射能兵器を含む）に加え，他の**大量破壊兵器**にも国際的な規制開始。

1978年　**国連軍縮特別総会**

1989年　マルタ会談により東西冷戦終結→その後も米ソは**軍産複合体**を形成

1991年　湾岸戦争

1993年　〔　　　　〕**兵器禁止条約**

1997年　〔　　　　　　　〕**全面禁止条約**〔オタワ条約〕

※**地雷禁止国際キャンペーン〔ＩＣＢＬ〕**はノーベル平和賞受賞。

2001年　アメリカ同時多発テロ（９月 11 日）

2003年　イラク戦争

2008年　**クラスター爆弾禁止条約**〔オスロ条約〕

2013年　**武器貿易条約**

※〔　　　　〕**兵器**の国際的な取引規制。

対人地雷

まとめ　日本は 2015年に安全保障関連法を成立させ，集団的自衛権を容認した。
核兵器以外の兵器でも，規制の取り組みがなされている。

第 6 講 PART3　確認問題

1 1967年の衆議院予算委員会で非核三原則を表明した首相はだれか。

① 佐藤栄作　② 宮沢喜一
③ 岸信介　④ 三木武夫

2 核保有国**ではない**国はどこか。

① 中国　② イラン
③ イスラエル　④ 北朝鮮

3 1963年に調印された部分的核実験禁止条約の略称を何というか。

① CTBT　② NPT
③ PTBT　④ TPNW

4 1987年に米ソ間で調印されたが，2019年に失効した条約を何というか。

① 第二次戦略兵器削減条約　② INF 全廃条約
③ 新戦略兵器削減条約　④ 戦略攻撃兵器削減条約

5 2010年に米ロ間で調印された条約を何というか。

① SALT Ⅱ　② ABM 条約
③ INF 全廃条約　④ 新 START

6 1999年に制定されたガイドライン関連法に含まれる法律はどれか。

① 周辺事態法　② 国民保護法
③ 国際平和支援法　④ 武力攻撃事態法

7 テロ対策特別措置法が制定されたときの内閣はどれか。

① 福田康夫内閣　② 小泉純一郎内閣
③ 安倍晋三内閣　④ 小渕恵三内閣

8 2009年，日本政府は海上自衛隊をソマリアに派遣したが，その根拠となる法律はどれか。

① 武力攻撃事態法　② 重要影響事態法
③ 海賊対処法　④ テロ対策特別措置法

9 2015年に制定された安全保障関連法に含まれる法律はどれか。

① 国際平和支援法　② 周辺事態法
③ 国民保護法　④ 米軍行動円滑化法

10 1997年に採択された，通称オタワ条約と呼ばれる条約は何か。

① クラスター爆弾禁止条約　② 化学兵器禁止条約
③ 対人地雷全面禁止条約　④ 武器貿易条約

第 6 講　PART3　確認問題 解答

1 解答：① 　非核三原則は，1971 年に国会決議され国是となった。

②：PKO 協力法〔国際平和協力法〕制定時の首相。
③：60 年安保闘争が起こったときの首相。
④：防衛費のＧＮＰ〔国民総生産〕1 %枠を閣議決定したときの首相。

2 解答：② 　核保有国ではないが，核開発疑惑がある。

①：核保有国である。
③：核保有国で，核保有が事実上容認されている。
④：核保有国で，核保有は容認されていない。

3 解答：③ 　地下核実験以外を禁止した条約である。

①：1996 年に採択された包括的核実験禁止条約の略称。
②：1968 年に調印された核兵器拡散防止条約の略称。
④：2017 年に採択された核兵器禁止条約の略称。

4 解答：② 　中距離核戦力全廃条約のことで，地上発射方式の中距離核戦力を全廃する条約である。

①：START Ⅱとも呼ばれ，1993 年に米ロ間で調印された。
③：新 START とも呼ばれ，2010 年に米ロ間で調印された。
④：モスクワ条約とも呼ばれ，2002 年に米ロ間で調印された。

5 **解答：④**

新戦略兵器削減条約のこと。

①：第二次戦略兵器制限条約のことで，1979 年に米ソ間で調印された。

②：弾道弾迎撃ミサイル条約のことで，1972 年に米ソ間で調印された。

③：中距離核戦力全廃条約のことで，1987 年に米ソ間で調印されたが，2019 年に失効した。

6 **解答：①**

ガイドライン関連法により，日本周辺で発生する有事に際して，自衛隊が米軍の軍事行動を後方支援することとなった。

②：2004 年に制定された。

③：2015 年に制定された。

④：2003 年に制定された。

7 **解答：②**

小泉純一郎内閣時の 2003 年にはイラク復興支援特別措置法も制定された。

①：2008 年に補給支援特別措置法〔新テロ対策特別措置法〕が制定されたときの内閣。

③：2015 年に安全保障関連法が制定されたときの内閣。

④：1999 年にガイドライン関連法が制定されたときの内閣。

8 **解答：③**　海賊対処法では，自衛隊が攻撃されていなくても武器の使用を可能にした。

①：2003年に制定され，外国から武力攻撃を受けた際の対応について定めている。
②：2015年に制定され，米軍への後方支援活動の地理的限定を撤廃した。
④：2001年に制定され，アフガニスタン戦争を行う米軍に，インド洋上で自衛隊が給油活動を行うことを可能にした。

9 **解答：①**　安全保障関連法は，平和安全法制整備法と国際平和支援法の総称。

②：1999年に制定されたガイドライン関連法の一つ。
③：2004年に制定された有事法制関連7法の一つ。
④：2004年に制定された有事法制関連7法の一つ。

10 **解答：③**　対人地雷全面禁止条約の採択に貢献した地雷禁止国際キャンペーン〔ICBL〕はノーベル平和賞を受賞した。

①：2008年に採択され，通称オスロ条約とも呼ばれる。
②：1993年に採択された。
④：2013年に採択された。